○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月四日

農林水産大臣　林　芳正

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年四厘八毛

を

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年四厘八毛
平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日まで	年三厘五毛
平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘三毛

に

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年三厘九毛

を

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年三厘九毛
平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日まで	年三厘四毛
平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘九毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年三厘九毛

を

平成二十七年一月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年三厘九毛
平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日まで	年三厘四毛
平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで	年三厘九毛

に

改める。

○経済産業省告示第百五十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

学校の名称	学部・学科名	備考
長野県岩村田高等学校	電気科	平成二十七年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第百五十八号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十七年八月四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	備考
大阪府電気工事高等職業訓練校	平成二十七年五月二十二日廃止

○国土交通省告示第九百十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第二項第一号、第四十六条第二項第一号イ、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第一号イ、第八十九条第一項、第九十四条並びに第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

（木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件の一部改正）

第一条　木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三号中「、二〇四」の下に「、三〇四」を加え、同号の表二中

一〇六　二〇五　二〇六			

を

一〇六　二〇五　二〇六　三〇六　四〇六			

に改める。

第五号ただし書中「はる」を「張る」に改め、同号の表中「及びべいひ」を「、べいひ及びべいひば」に改める。

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第二条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

第三第一号イの表一中「及びべいひ」を「、べいひ及びべいひば」に改め、同第二号イ中「構造用単板積層材の区分」を「A種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分」に、「表六」を「表七」に、「表七及び表八」を「表八から表十まで」に改め、同号イの表六の表名中「構造用単板積層材」を「A種構造用単板積層材」に改め、同表六〇Eの項の次に次のように加える。

五〇E	特級	一二・七	九・五	一五・九
	一級	一二・三	八・二	一三・七
	二級	一一・一	六・七	一一・一

第三第一号イの表六中「単板積層材規格第四条第一項の表中曲げ性能欄表中」を「単板積層材規格第四条第一項の表七」に改め、同号イの表八の表名中「構造用単板積層材」を「A種構造用単板積層材」に改め、同表中「水平せん断性能」を「水平せん断区分」に、「表中接着の程度欄二の表中」を「表三」に改め、同表を同号イの表九とし、同号イの表七を同号イの表八とし、同号イの表六の次に次の一表を加える。

表七　B種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

曲げヤング係数区分	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）					
	Fc		Ft		Fb	
	強軸	弱軸	強軸	弱軸	強軸	弱軸
一四〇E	二一・九	四・三	一八・三	二一・九	三二・二	五・八
一二〇E	一八・七	三・七	一五・六	二一・五	二七・五	四・九